

平成28年第1回定例会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

平成 28 年第 1 回定例会

青森地域広域事務組合議会会議録

平成 28 年 3 月 24 日（木曜日）

○議事日程第 1 号

平成 28 年 3 月 24 日（木曜日）午後 2 時開議

- | | | |
|------|-----------------------|--|
| 第 1 | 諸般の報告 | |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 3 | 会期の決定 | |
| 第 4 | 議案第 1 号 | 専決処分の承認について（平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 3 号）） |
| 第 5 | 議案第 2 号 | 専決処分の承認について（青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 第 6 | 議案第 3 号 | 平成 28 年度青森地域広域事務組合一般会計予算 |
| 第 7 | 議案第 4 号 | 平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 4 号） |
| 第 8 | 議案第 5 号 | 青森地域広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 9 | 議案第 6 号 | 青森地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 10 | 議案第 7 号 | 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 11 | | 一般質問 |
| 第 12 | 議会運営委員会の所管事務の継続審査について | |
| 第 13 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について |
| 第 14 | 青広監報告第 1 号 | 定期監査報告について |
| 第 15 | 青広監報告第 2 号 | 例月出納検査報告について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

1番	木村良一	議員	9番	福士直治	議員
2番	七尾潔	議員	11番	山本武朝	議員
3番	山脇智	議員	12番	村川みどり	議員
4番	館山善也	議員	13番	坂本豊	議員
5番	福井賢一郎	議員	14番	柿崎裕二	議員
6番	安藤英博	議員	15番	斎藤憲雄	議員
7番	奈良岡隆	議員	16番	花田明仁	議員
8番	奈良祥孝	議員	17番	渋谷勲	議員

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	鹿内博君	参 与	坂本亮君 (蓬田村総務課長)
代表副管理者	阿部義治君	あひらクリーンセンター長	佐々木久夫君
副管理者	船橋茂久君	庶務課長	中嶋智明君
副管理者	森内勇君	警防課長	吉本雅治君
副管理者	久慈修一君	通信指令課長	廣津明男君
監査委員	山形博君	中央消防署長	小笠原匠君
事務局長	相馬政人君	東消防署長	上野聡君
消防長	吉崎宏二君	浪岡消防署長	蝦名幸悦君
総務課長	石田祥久君	平内消防署長	小川司君
消防次長	柿崎与光君	会計管理者	中川覚君
参 与	佐々木淳君 (青森市市民政策部政策推進課長)	会計課長	柿崎哲男君
参 与	渡辺伸一君 (平内町企画政策課長)	監査委員書記	堀内隆博君
参 与	宮本一男君 (外ヶ浜町総務課参事)	監査委員書記	三上智幸君
参 与	武知活憲君 (今別町総務課長)	清掃管理課長	高野光広君

○事務局出席職員氏名

書記長 小倉 隆

書記 佐々木 和人

書記 山口 裕子

書記 三橋 亨司

午後 2 時開会・開議

○議長（渋谷勲君） ただいまから、平成 28 年第 1 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（渋谷勲君） 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

組合議員の異動についてであります。去る 2 月 9 日、今別町議会から選出されておりました 10 番入江奨議員から、諸般の都合により、議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第 126 条ただし書きの規定により、議長において同日付けでこれを許可いたしましたので、御報告をいたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（渋谷勲君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、11 番山本武朝議員及び 13 番坂本豊議員の 2 名を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（渋谷勲君） 日程第 3 「会期の決定」を行います。

○議長（渋谷勲君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 4 議案第 1 号 専決処分の承認について（平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 3 号））

日程第 5 議案第 2 号 専決処分の承認について（青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 6 議案第 3 号 平成 28 年度青森地域広域事務組合一般会計予算

日程第 7 議案第 4 号 平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 8 議案第 5 号 青森地域広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 6 号 青森地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 7 号 青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正

する条例の制定について

○議長（渋谷勲君） 日程第4議案第1号「専決処分の承認について」から日程第10議案第7号「青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について」までの計7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者鹿内青森市長。

〔管理者鹿内博君登壇〕

○管理者（鹿内博君） 平成28年第1回青森地域広域事務組合議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

当事務組合では、東青地域における共同処理する事務について、効率的な行政サービスの提供に継続して努めております。

そのうち、一般廃棄物処理事業につきましては、廃棄物の適正処理及びリサイクル、資源化、ごみの減量化等に邁進することはもちろんのこと、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な循環型社会の構築という目標に向かって、共同処理の利点を十分に生かしながら、さらなる廃棄物処理体制の確立に向けて取り組んでまいります。

また、介護認定審査会業務につきましては、介護認定申請者に対する介護保険の円滑な運用に資するため、審査会委員各位の御協力のもと、要介護認定審査の公平及び公正を確保するとともに、今後、高齢化の進行により要介護認定の申請者の増加が見込まれますことから、その変化に的確に対応するべく、業務能力の強化と効率化に取り組むことといたします。

さらには、2日後に迫りました北海道新幹線奥津軽いまべつ駅開業を、本圏域発展の大きな契機とするため、開業を踏まえ多方面からの施策を可能な限り支援するとともに、地域住民のニーズや環境変化を十分に把握、検証した上で、構成市町村それぞれが連携し合いながら、さらなる圏域の発展と住民福祉の向上を目指してまいります。

次に、消防業務につきましては、東日本大震災の発生から5年が経過したものの、今なお、多方面に深いつめ跡を残しております。また、近年は、ゲリラ豪雨と称される集中豪雨の頻発や全国的に火山活動の活発化による火山噴火災害が発生するなど、さまざまな自然災害が猛威を振るっている状況にあります。

一方、これらの自然災害以外にも、社会構造の変化に伴い複雑多様化、高度化する災害など、消防防災行政を取り巻く環境は大きく変化しており、多くの皆様から、柔軟で迅速な対応を求められているところであります。

このような中、当事務組合といたしましては、先ほど申しました北海道新幹線開業に伴い、青函トンネルでの災害に備えるため、人命の救出、救助、避難誘導など、関係機関と協力しながら万全な警防体制を図るべく、「青函トンネル等警防計画の大綱」を見直しするなど、管轄区域の安全、安心を確保するべく消防体制の充実、強化に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、管轄区域住民の生命、身体、財産を守るため、一層の消防力の充実、強化及び消防体制の整備に努めてまいりますので、議員の皆様におかれま

しては、当事務組合の消防力の強化並びに地域のさらなる発展に、一層の御理解と御協力ををお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

初めに、専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案第1号平成27年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算についてであります。

次の条例案の中で御説明いたします青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例による給与改定に伴う調整分を措置したものであります。

次に議案第2号青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告の内容を勘案して、青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が制定されたことに伴い、その取り扱いを準用しております当事務組合も青森地域広域事務組合一般職員に係る給与月額等の改正をしたものであります。

以上2件につきましては、青森市と施行日を合わせる必要がありましたことから、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に該当するものと認め、やむを得ず専決処分いたしましたものであります。

何とぞ、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に議案第3号平成28年度青森地域広域事務組合一般会計予算についてであります。最少の経費で最大の効果を上げるといふ財政運営の基本原則に則り、可能な限り経費の節減、合理化を図りつつ、総合的かつ効果的な広域行政の展開と運営ができるよう、限りある財源の効率的な配分に留意し、その編成に当たりました結果、平成28年度当初予算総額は56億5457万余円となり、平成27年度当初予算総額と比較すると5669万余円、1.0%の増額となっております。

それでは、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものであります。分担金及び負担金として、50億4593万余円を計上いたしましたものであります。このうち分担金につきましては、青森市が36億5734万余円、平内町が2億6269万余円、外ヶ浜町が2億992万余円、今別町が1億1581万円、蓬田村が6061万余円となっており、前年度と比較いたしまして、4.0%の増額となっております。負担金につきましては、青森市が4億5552万余円、平内町が4189万余円、外ヶ浜町が1億2483万余円、今別町が6871万余円、蓬田村が4857万余円となっており、前年度と比較いたしまして5.3%の増額となっております。

財産収入につきましては、広域事務組合振興基金運用収入及び物品売払収入等として963万余円、諸収入につきましては、青森市から委託されております消防団の事務受託収入等として2億4552万余円を計上いたしましたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、当事務組合運営に要する経費として、職員人件費等1億6062万余円を計上いたしましたものであります。民生費につきましては、介護認定審査会の運営に要する経費として、8569万余円を計上いたしましたものであります。衛生費につきまして

は、し尿処理施設、ごみ処理施設、斎場等施設の管理運営費として、6億7367万余円を計上いたしましたものであります。

主な内訳といたしましては、青平地区清掃費につきまして、職員人件費及び施設管理費のほか、あおひらクリーンセンター焼却施設の改修工事等の経費といたしまして、4億4476万余円を計上いたしましたものであります。

構成市町村振興費につきましては、821万余円を計上いたしましたものであります。

消防費につきましては、消防本部、各消防署及び青森市消防団を運営する経費といたしまして、44億3039万余円を計上いたしましたものであります。

主な内訳といたしまして、青森消防費につきましては、職員人件費及び消防本部費等の消防業務運営費のほか、浪岡消防署に配備されている小型動力ポンプ付水槽車の更新に要する経費、東消防署浅虫分署に配備されている消防ポンプ自動車の更新に要する経費、消防本部及び東消防署浅虫分署に配備されている防災広報車の更新に要する経費、東消防署原別分署移転改築に伴う用地造成、建設設計に要する経費、その他消防用資機材の購入に要する経費など、合わせて35億9703万余円を計上いたしましたものであります。

平内消防費、外ヶ浜消防費及び今別消防費につきましては、職員人件費及び消防業務運営費のほか、上下式防火衣等の購入に要する経費、その他消防用資機材の購入に要する経費などを計上し、平内消防費につきましては2億5533万余円、外ヶ浜消防費につきましては1億7754万余円、今別消防費につきましては1億7578万円を計上いたしましたものであります。

青森市から委託されております青森市消防団運営費につきましては、団員報酬及び消防団業務運営費のほか、新城分団第5班に配備されている小型動力ポンプ付積載車の更新に要する経費、デジタル簡易無線機の購入に要する経費、第7分団及び新城分団ホース乾燥台建て替え工事に要する経費、その他消防用資機材の購入に要する経費など、2億2469万余円を計上いたしましたものであります。

公債費につきましては、一般廃棄物処理施設等の整備、消防施設整備等に係る長期債の元金及び利子償還金として、2億5536万余円を計上いたしましたものであります。

以上が、平成28年度青森地域広域事務組合一般会計予算の概要であります。

次に、議案第4号平成27年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、主として平成27年度の消防費における決算見込みに基づき、所要の調整を行ったものであります。

その結果、今回の補正額は5463万余円の減額補正となり、補正後の一般会計予算額は56億3738万余円となるものであります。

それでは、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

まず、歳出の主な内容についてであります。青森消防費につきましては、燃料費、光熱水費等の需用費等1616万余円、原別分署用地取得額確定により3847万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、歳入の主な内容についてであります。歳出補正に伴う所要の調整により、分担

金につきましては、1623 万余円を減額、組合債につきましては、原別分署用地取得額確定により 3840 万円を減額するものであります。

次に、議案第 5 号青森地域広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、審査請求人等が審理員及び青森地域広域事務組合行政不服審査会に提出された審査書類等の写しの交付を求める際の手数料の額を定めるものであります。

次に、議案第 6 号青森地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が、平成 27 年 11 月 13 日に一部改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。今回の改正につきましては、ガスグリドル付こんろが市場に多数流通することが予想されること、また、電磁誘導加熱式調理器の最大入力値の引き上げに伴い、当該機器に係る可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離について規定するものであります。

次に、議案第 7 号青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先の青森市議会で制定されました青森市行政不服審査会条例を当事務組合に準用するため、また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

以上をもちまして、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、私及び担当者からそれぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷勲君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

初めに、議案第 1 号について採決いたします。

議案第 1 号については、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号については、承認することに決しました。

次に、議案第 2 号について採決いたします。

議案第 2 号については、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号については、承認することに決しました。

次に、議案第 3 号について採決いたします。

議案第 3 号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号について採決いたします。

議案第4号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について採決いたします。

議案第5号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について採決いたします。

議案第6号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について採決いたします。

議案第7号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

日程第11 一般質問

○議長（渋谷勲君） 日程第11「一般質問」を行います。

順次、質問を許します。

3番山脇智議員。

〔議員山脇智君登壇〕

○3番（山脇智君） 日本共産党の山脇智です。通告に従いまして、質問を行います。

現在、青森市内には、8カ所の地域に消防分署があり、地域の防災に重要な役割を果たしてきたと認識しております。今回、消防分署の中でも、最も老朽化が進んでいる原別分署建設事業が進捗していますが、地域の防災に資する大変重要な事業であると認識をしています。そこで質問しますが、原別分署建設費用について、事業の進捗状況と今後の予定についてお示しください。

壇上からの質問は以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

〔消防長吉崎宏二君登壇〕

○消防長（吉崎宏二君） 山脇議員の「原別分署建て替え事業の進捗状況と今後の予定について」の御質問に、お答えいたします。原別分署は、施設の老朽化及び平成25年に青森県が公表した「津軽湾に係る津波浸水予測図」におきまして、現在の敷地が浸水域に当たることとされたことから、現在、移転建て替えを進めているところであります。

建設用地につきましては、管轄区域内の県道久栗坂造道線と国道4号（東バイパス）の間に位置し、放射状に全方向をカバーでき、管轄区域の人口カバー率の向上が図られる場所として、都市計画道路3・2・3外環状線、通称「東高校通り」に面し、東バイパスとの交差点に近い場所の土地、1967.72平方メートルを昨年12月に取得し、今年2月に地元町会長の皆様に対して、当地に新庁舎を建設予定である旨につきまして、御説明させていただいたところでありませ

す。
また、同じく今年2月には、建設用地の地質調査が完了し、新庁舎建設に具体的に着手する環境が整備されましたことから、地域住民の皆様を対象とした説明会を今月下旬に開催することとしております。

今後の予定といたしましては、用地造成工事及び新庁舎に係る基本・実施設計業務を行うこととして、それらに係る経費を、先ほど御議決を賜りました平成28年度一般会計予算に計上させていただいたところでありませ

す。
消防本部といたしましても、地域の防災力向上に資する新庁舎を早期に建設できるよう、今後とも関係部局との協議の下、鋭意努めていく所存であります。

○議長（渋谷勲君） 3番山脇議員。

○3番（山脇智君） 御答弁ありがとうございます。

まず、本事業につきましては、速やかに進捗するよう、今後とも取り組みを進めていただくよう要望したいと思います。ただ、ほかに現在市内に8カ所に消防分署がありますが、沖館分署は築年数が37年以上経過していると聞いています。また、筒井分署や横内分署も築20年以上になるとのことです。そこで、再質問いたしますが、他の老朽化している消防庁舎やまた分署の消防庁舎の改修、整備計画についてはどのようなになっているのかお示しください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 答弁いたします前に、先ほど、青森県が公表した浸水予測図のところで、「陸奥湾」と言うところを、「津軽湾」と申しました。大変申しわけございません。謹んでお詫びし、訂正させていただきます。

山脇議員の再度の、「他の老朽化している消防庁舎の改修、整備計画について」の御質問にお答えいたします。

消防庁舎は、消防活動を行う重要な防災拠点施設でございます。良好な状態を維持することが不可欠でございます。常に消防機能に支障のないよう修繕を行うとともに、著しく老朽化している場合や構造部分に重大な損傷がある場合には、建て替えも含め対応を検討しているところでございませ

す。
現在進めている原別分署建設事業のほか、現時点では具体的に建て替えを計画している消防庁舎はございませ

すけれども、沖館分署につきましては、今年度実施した耐震診断の結果、一般の耐震強度は有するものの防災施設として求められる強度を満たしていない状況にありましたことから、耐震化に係る設計及び補強工事を行うべく、それらに係る経費を先ほど議決いただきました平成28年度一般会計予算に計上させていただいております。

消防本部といたしましては、引き続き消防庁舎の改修及び整備につきまして、施設の経

過年数、また、老朽の度合いをもとに、消防機能に支障をきたさないよう、順次、計画的に進めてまいりたいと思います。

○議長（渋谷勲君） 3番山脇議員。

○3番（山脇智君） 御答弁ありがとうございました。

これから老朽化が進んで、問題が発生した場合には、消防庁舎につきましても、消防分署につきましても、ぜひ改修しっかりと対応していただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（渋谷勲君） 次に、12番村川みどり議員。

〔議員村川みどり君登壇〕

○12番（村川みどり君） 日本共産党の村川みどりです。

初めに、救急搬送システムについて質問します。

以前、私は、救急搬送について、重症患者の救急搬送の照会回数4回以上の状況と、その対策について質問しました。救急搬送に関しては、全国でもたらい回しが問題となっている中、佐賀県で始まったIPADを使った取り組みが、成功事例として取り上げられています。そこで本市においても、重症患者の救急搬送のたらい回しを解消するため、タブレット端末等を使った、救急搬送システム体制を整備すべきと思いますが、見解をお示してください。

2点目は、消防団の報酬と出動手当についてです。消防団の皆さんの日頃の活動には、心から敬意を表するものです。しかし、消防団員の皆さんの活動に対する報酬や出動手当は、その活動に見合うものになっていません。平成23年、年報酬500円の引き上げ、その前は、平成9年に2300円引き上げられただけです。消防団員の活動は、日々の訓練や、危険を伴う消火活動のほか、日ごろからの住民の命と財産を守るために、その活動に見合う報酬及び出動手当を引き上げるべきだと思いますが、見解をお示してください。

以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

〔消防長吉崎宏二君登壇〕

○消防長（吉崎宏二君） 村川議員の御質問に順次お答えいたします。

まず初めに、「救急搬送システムについて」の御質問にお答えいたします。

救急業務につきましては、傷病者の救命を主眼として、傷病者の観察及び救急処置を実施し、速やかに適応した医療機関へ搬送することを原則に、住民へ円滑な救急活動を提供するよう努めております。また、医療機関の選定につきましても傷病者の同意を得た上で観察及び必要な救急処置を実施し、その緊急度、重症度、症状等に適応した医療が速やかに行える最も近い医療機関へ搬送しております。

現在、消防本部の救急隊におきましては、青森県で実施している「青森県広域災害・救急医療情報システム」を活用し、医療機関が入力した応需情報を通信指令課から救急隊へ提供し、それをもとに医療機関の状況を考慮した上で搬送先の選定を行っております。

そのような中、救急救命士の処置範囲の拡大による現場処置が増加したことなどにより、救急隊の医療機関への収容所要時間は年々延長傾向にあります。救急業務へ「タブレット

ト、スマートフォン、デジタルペン」などの情報通信機器を導入することにより、救急隊と医療機関との情報の共有が図られ、医療機関への収容所要時間短縮などが期待できるものと考えられております。

平成 27 年 3 月に総務省消防庁が公表した「救急業務のあり方に関する検討会報告書」によりますと、タブレット等を活用することで、救急隊と医療機関の間でさまざまな情報共有が可能となることや医療機関選定の時間短縮や受け入れ照会回数の減少が見られるなど、タブレット等の導入により一定の効果があらわれているとする一方で、医療機関による応需情報のリアルタイムでの入力を促す工夫や医療機関における仕組みの周知が必要であること、また救急隊による入力項目が多く、時間がかかるなどの意見が示されております。

タブレット等の導入につきましては、消防本部が主体となり単独で運用する場合には、医療機関を含めたハード面・ソフト面の整備に多額の財政負担が懸念されることから、県主導で整備することも視野に入れながら、県担当部局との協議も必要と考えております。

その導入効果につきましては、既に一部の地域では示されているところであり、総務省消防庁の報告書や、他の自治体の取り組み状況を参考にし、迅速かつ適切な救急搬送と受け入れ体制の充実強化につなげるため、今後とも情報を入手し、検討してまいりたいと考えております。

次に、「消防団員の年報酬と出動手当の引き上げについて」の御質問にお答えいたします。

消防団は、地域に密着しながら、長い歴史と伝統に培われた消防機関であり、その活動は、消防本部及び消防署、いわゆる常備消防との相互補完的な役割を果たしております。

特に、消防団員の方々には、みずから生業を持ちながら、地域住民の生命、身体、財産を守るという高い志のもと、日夜、献身的に御尽力をいただいているところであります。

本事務組合といたしましては、これまでも消防団員の方々が十分にその責務を果たすことができるよう、消防団機械器具置場や消防車両などの維持管理、消防団員の研修や福利厚生など活動環境の整備充実に努めてきたところであります。

青森市における消防団員の年報酬につきましては、平成 23 年度に、消防団員の士気高揚を図り円滑な消防団活動を推進するため 500 円引き上げ、団員の階級における年報酬額を 2 万 2100 円としておりますが、東北中核市の平均額 2 万 5800 円よりは低くなっているものの、県内 40 市町村の平均額 1 万 4628 円及び県内 10 市の平均額 1 万 7190 円と比較した場合には、高い水準となっております。

また、出動手当につきましては、水火災を初めとする各種災害出動、警戒出動及び訓練等の職務に従事した対価として、平成 9 年度に現在の額に引き上げ、1 回の出動に対し団員 1 人当たり 2170 円としておりますが、東北中核市の平均支給額 2314 円よりは低くなっているものの、県内 40 市町村のうち、年額で支給されている黒石市と田舎館村を除く 38 市町村の平均額 1757 円及び県内 10 市のうち黒石市を除く 9 市の平均額 1797 円と比較した場合には高い水準となっております。

しかしながら、平成 25 年 12 月に、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、その中で、消防団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報

酬等の支給について規定されております。

なお、消防団員の報酬等の改正につきましては、青森市の関係条例を改正する必要がありますことから、青森市から消防団事務の委託を受けている本事務組合としては、他都市の動向も踏まえながら、市関係部局へ情報を提供してまいりたいと考えております。

○議長（渋谷勲君） 12 番村川議員。

○12 番（村川みどり君） それでは再質問していきます。

まず、救急搬送システムについては、効果もあるし課題もあるということで、今後、他都市の状況もいろいろ見て、検討していきたいということでした。先ほど、壇上でも言ったんですけど、前回、救急搬送の問題を取り上げたところ、そのときの答弁はこういう答弁でした。「救急搬送・受入体制につきましては、青森地域二次保健医療圏全体の問題でありますことから、救急医療に関連する関係機関との連携が必要であることから、今後、関係機関と協議を行いさまざまな方策を検討していきたい。」と答弁しています。昨年の 9 月議会ですので、この半年間、どのような関係機関と、どのような協議を行ってきたのか、この間の取り組みをまず示してください。

それから、消防団の報酬に関しては、中核市の平均に比べると低いけれども、県内で比べると高くなっているというお話をされました。消防長も御存知だと思うんですけども、平成 26 年 4 月 25 日付、消防庁長官名で、各都道府県知事や市町村長あてに、「消防団の更なる充実強化について」という通知が出されています。その中には、消防団への加入促進、処遇改善、装備・教育訓練等の充実というのが示されています。処遇改善に至っては、このように書いています。「従前より要請を行っているところですが、多くの市町村においては、交付税単価年額 36500 円、1 回当たりの出動手当 7000 円よりも、条例単価が低い状況にあります。交付税単価はあくまでも標準的な額ではありますが、条例単価が低い市町村におかれましては単価の引き上げをお願いします。」ということで、通知を出されているんですけども、その通知の認識とそれから方向性について示してください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 村川議員の再度の御質問にお答えします。

昨年の 9 月の第 2 回定例会で、受入回数 4 回以上の開催についてのお尋ねでございますけれども、県が行っております定例協議会の中で、まだ実際には会議は開催されておりませんが、定例協議会の中で、受け入れの基準の見直しをこれから行っていくという風な形になっております。まだ具体的な形はできあがっておりませんが、できる限り、4 回以上に対する対応ということでは、協議会も含めて、青森県メディカルコントロール協議会、また、医師会の方にも、協議会を経て、話し合いをしていきたいと考えております。

次に、消防団員の交付税単価に対する乖離といいますか、金額に対する対応ということでございますけれども、議員おっしゃったように、交付税単価の使い道につきましては、各自治体の実情に、独自に使える一般財源として国から交付されており、消防団員の年報酬につきましても、地域の実情を勘案しながら、各市町村が条例で定めております。全国的にも、同一なものとはなっておりません。本市におきましても、消防団員の年報酬につ

きましては、交付税単価よりは低いものの、先ほど、御答弁申し上げましたように、消防団の団員の活動環境を向上させるため、また、施設や装備の充実も図ってきたところでありますので、御理解願いたいと思います。

○議長（渋谷勲君） 12番村川議員。

○12番（村川みどり君） 救急搬送システムについては、この6カ月間、何も行ってないということがわかりました。

県の受入協議会で、まだ会議を開いてないけども、その中でやるべきだという話だったんですけども、なんでタブレット端末を使ったらいいかというのは、さっきも言ったんですけど、もう全国的にそのタブレット端末を使って、4回以上の搬送回数が少なくなったりとか、あるいは、搬送時間が短くなったりとか、そういうことがあるので、ぜひ、青森市でもやってほしいなという思いで質問しました。

さっき、消防長が言ったように、県単位でやってるところもありますし、もちろん組合単位、市の単位でやってるところも、一方で、やはりさまざまな課題もたくさんあります。私は、この救急搬送システムを導入する際に、やっぱり一番大事なのは、医療機関側の協力だと思っています。システムを導入して、医療機関が負担になるようであれば、やはりやる意味もないですし、どうしたらたらい回しがなくせるかということで、よりよい搬送方法、搬送システムを、やはり常に検討していく必要があると思っています。

そこで、尼崎市の事例なんですけども、ここは、医師会が主導となって、システム構築を図って、成功しているという事例が紹介されています。尼崎市には、国の総務省自身が、視察させてくれと行ってるぐらいのところなんですけども、行った総務省消防庁自身が、全国的には行政主体のところが多いけれども、医師会が主導しているのは全国的に大変珍しいと。医師会が、病院と消防の橋渡し役となって、顔の見えるよい関係が築けているからこそ、リアルタイムの情報更新などが可能になっているのではないかというふうに、消防庁自身が分析しています。こうした例も、私は参考にしながら、もちろん市民にとっても、そして医療機関にとっても、そして救急職員にとっても、利便性のいい、救急搬送のシステムの構築を図っていく必要があるというふうに思っています。なので、今後、いろんな関係機関と協議していくということであれば、その中に医師会のかたも入ってもらって構築していくと、あるいは検討してもらおうとか、そういう方向性で進めたらいいんじゃないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

あと、消防団の年報酬と出動手当については、国が定めている単価はあるけれども、全国統一のものでもないし、これまで施設や装備に充実を図ってきたと。確かに青森市内でも、この間、たくさん、原別もそうですけど、分署が新しくなったりとか、消防車も新しくしてくれたりとか、そういうのも充実させてきているのはよくわかるんですけども、やはり消防自体から、青森市に対して言わなければ、実現、報酬の引き上げは無理だと思うので、引き上げのために青森市に要望していくとか、そういう姿勢でなければ、改善が見込めないと思うんです。消防長が今のままでしょうがないということのままであれば、改善できないと思うので、青森市の条例改正が必要なのであれば、消防団員の皆さんの年報酬からまず引き上げるように、青森市に消防長からお願いする考えはないのでしょうか。

お尋ねします。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 村川議員からの再度の御質問にお答えいたします。

まず先に、消防団員の関係でございますけれども、引き上げについて、消防本部から市のほうに要望するよという話でございます。先ほども御答弁申し上げましたとおり、消防団員の年報酬と出動手当につきましては、東北の中核市の平均額よりは低い状況でございますけれども、県内の市町村及び県内 10 市の平均額よりは高い水準であります。現状においては妥当な状況だと考えております。しかしながら、消防団の構成比率の高い団員についての処遇改善、また士気高揚を図る観点から、他の都市の動向を踏まえながら、市の関係部局には、強力に検討をお願いしてまいりたいと思います。

次に、救急の関係で、受入回数を少なくするという意味での、受入協議会の中に医師会を入れてはどうかというお話でございます。現在、受入協議会の中には、医師会そのものが入ってはいませんが、市の医師会ではなく、県の医師会の関係者、また、県内の各弘大等の、各二次医療圏の代表となる先生方、また、各消防本部の消防長等が入っておりますので、その中で十分検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12 番（村川みどり君） 消防団の年報酬については、やはり消防自身からやはり要望していかないとだめだと思いますし、関係部局に協力を検討をお願いしたいということでしたので、私たちが声を上げていきますし、ぜひ、消防団の皆さんが、安心して団員活動に取り組めるようにしていきたいなと思っております。

それから、救急搬送システムについては、受入協議会の中には、医師会入っていないけれども、二次医療圏の代表だとか、各消防長が入っているということだったんですけども、尼崎は、さっき言ったように、医師会がもう主導して、そういうシステム作ってくれたので、協議会に入れなくても、まずは消防として、こういうふうなことをやりたいとか、検討していきたいんだということで、医師会との話し合いとか、やっぱり医療機関が更新をきちんとしてくれるかとか、そういうふうにシステム作っていくためには、医師会の協力っていうのはやはり重要だと思うので、協議会に入らなくても、消防と医師会で、そういう検討に入るとか、協議できるとか、そういうことが必要なんじゃないかなというふうに思いますので、要望して一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第 12 議会運営委員会の所管事務の継続審査について

○議長（渋谷勲君） 日程第 12「議会運営委員会の所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第 95 条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありました。

○議長（渋谷勲君） お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第 13 報告第 1 号 専決処分の報告について

日程第 14 青広監報告第 1 号 定期監査報告について

日程第 15 青広監報告第 2 号 例月出納検査報告について

○議長（渋谷勲君） 日程第 13 報告第 1 号「専決処分の報告について」から、日程第 15 青広監報告第 2 号「例月出納検査報告について」までの計 3 件については、配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

○議長（渋谷勲君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（渋谷勲君） これにて、平成 28 年第 1 回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 50 分閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 渋谷 勲

議員 山本 武朝

議員 坂本 豊